

第3回 最低車両台数・適正運賃收受ワーキング・グループの概要について

開催日時：平成23年3月7日（月）10：00～12：00

会 場：中央合同庁舎3号館（国土交通省）8階国際会議室

○ 事務局の説明の後、意見交換を行った。

○ 委員からは、次のような意見があった。

- ・事業者の規模(車両台数)と経営や安全との間には、一定の相関関係が認められたが、「安全性を阻害する行為を未然に防止する」との視点からは、安全を確保するために必要最低限のコストやそれに基づいた最低限の経営環境、事業規模はどのなのかについてデータを示して議論する必要があるのではないか。
- ・最低車両台数を何台とすべきかという問題と5両割れ事業者対策については分けて議論すべき。
- ・最低車両台数を検討する上では、社内の安全管理体制、教育、訓練体制、安全機器の導入・活用が可能となる最低限の規模がどの程度とすべきかを議論すべき。
- ・5両程度でもきちんとしている事業者はあるが、それらを個別に評価していくことは現実的に困難。このため、5両、10両などグルーピングして議論せざるを得ないのではないか。
- ・車両台数が少ない会社ほど経営状態は厳しく、賃金も安く法令違反も多くなる傾向にある。こういう観点から見ると、トラック事業に対する規制としては、現在の新規参入の最低保有台数5両は見直すべき。
- ・労働条件の低下は、安全性の低下につながると考える。競争の激化、安全に対するコスト、環境に対するコスト等経営環境の厳しさは増しているが、社会的責任の中でコンプライアンス経営が求められており、最低車両台数は引き上げをベースに議論すべき。
- ・他産業と比較して、労働時間が長い割に賃金が安い実態にある。最低限のコンプライアンスを守るためどうあるべきかを議論すべき。

<文責：事務局>